

# 駐車監視員活動ガイドライン

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。）。

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

なお、この地域では、警察官による取締りも強化されます。

## 活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施する。

## 重点路線

### ◎ 最重点路線

路線（区間）	重点時間帯
市道長町八木山（その2）（その7）（その8）線	8時～19時

### ◎ 重点路線

路線（区間）	重点時間帯
市道河原町長町南線 市道長町2号線、同3号線 市道あすと長町環状（その1）（その2）（その3）（その4）線 県道仙台館腰線（長町中学校から長町交番付近までの間） 県道仙台名取線（仙台市立病院からあすと長町中央公園までの間）	8時～19時

## 重点地域

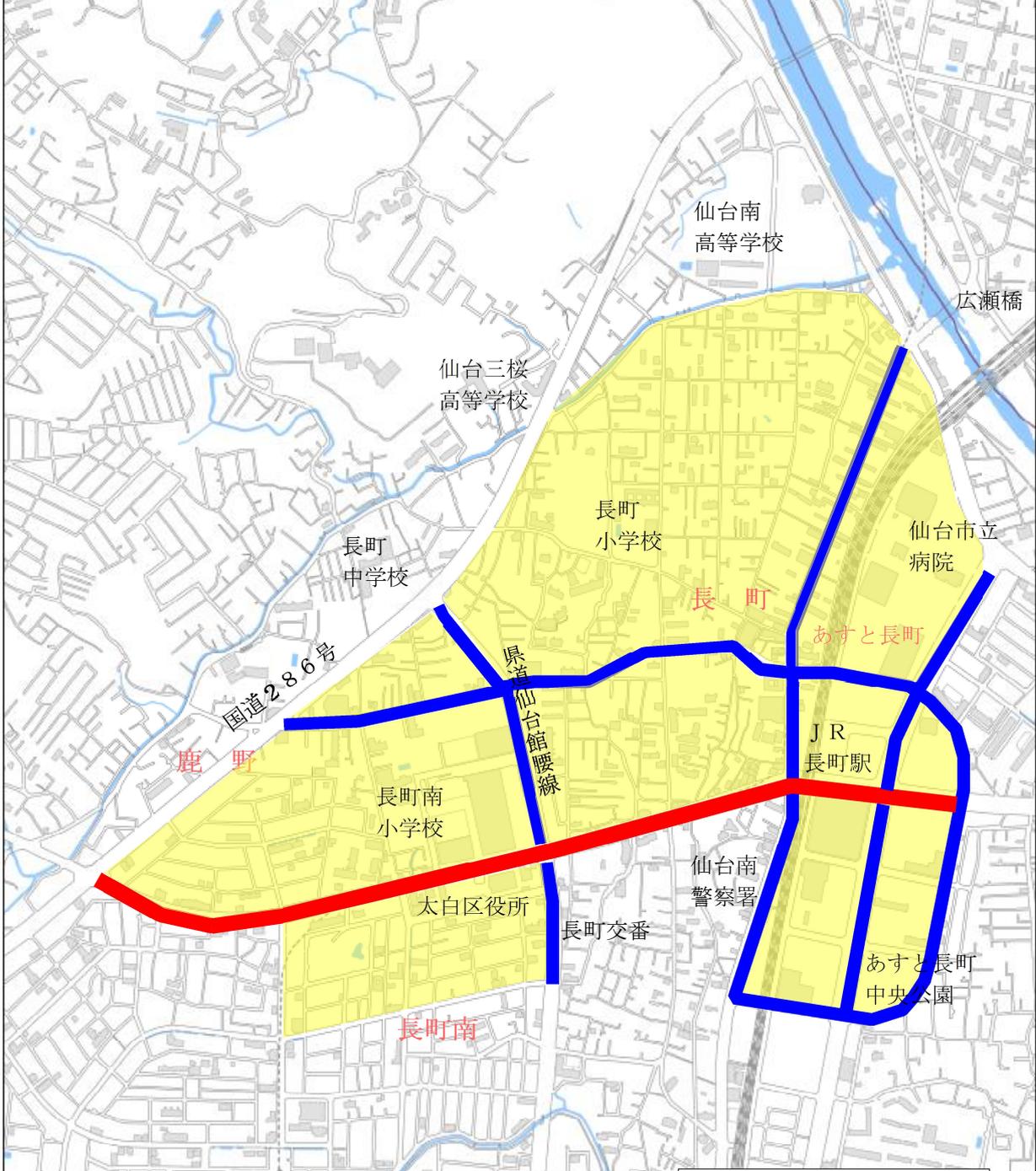
### ◎ 重点地域

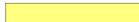
地域	重点時間帯
長町 1丁目（1番、8番を除く）、2丁目～4丁目 5丁目のうち市道長町八木山（その2）線北側 7丁目、8丁目	8時～19時
長町南 3丁目1番～12番、4丁目1番～11番	
鹿野 1丁目のうち国道286号南東側 2丁目のうち国道286号南東側 3丁目	
あすと長町 1丁目、2丁目、4丁目	

宮城県仙台南警察署



# 駐車監視員活動ガイドライン 仙台南警察署

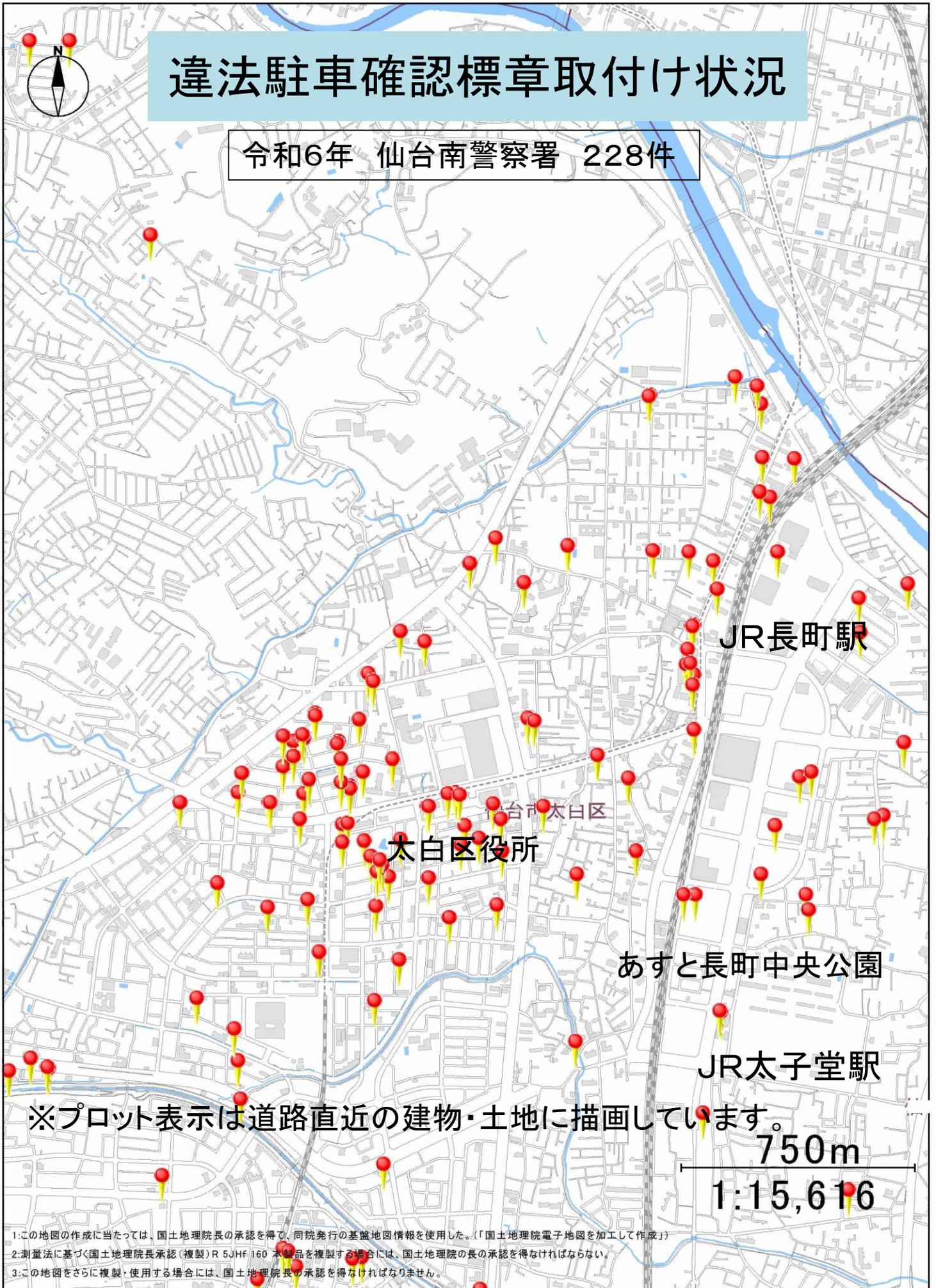


凡例	
	: 最重点路線
	: 重点路線
	: 重点地域

1 この地図の作成にあたっては、国土情報院の承諾を得て、調読資料の基礎地図情報を使用し、【「国土情報院電子地図を加工して作成」】  
 2 商業的に基づく国土情報院承諾（複製）R2014.11.7 本図表を複製する場合は、国土情報院の承諾を得なければならぬ。  
 3 この地図をさらに複製・改訂する場合は、国土情報院の承諾を得なければならぬ。

# 違法駐車確認標章取付け状況

令和6年 仙台南警察署 228件



1.この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。(「国土地理院電子地図を加工して作成」)

2.測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R5JHF160本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

3.この地図をさらに複製・使用する場合には、国土地理院長の承認を得なければなりません。